

関東信越税理士会 熊谷支部10月例会次第

日時 令和3年10月7日(木)
午前9時30分～
場所 ホテルガーデンパレス

1. 会務報告

- | | | | | |
|-----|-----------|--------------------------|---|------------|
| (1) | 9月 9日(木) | 例会・署との協議会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (2) | 9月 9日(木) | 研修会 | 於 | ホテルガーデンパレス |
| (3) | 9月17日(金) | 中学生の「税についての作文」最終審査会及び役員会 | 於 | 熊谷市立商工会館 |
| (4) | 10月 1日(金) | 正副支部長・地域長会議 | 於 | 熊谷市立商工会館 |
| (5) | 10月 1日(金) | 熊谷税務署との協議会 | 於 | 熊谷税務署 |

2. 会務予定及び連絡事項

- (1) 例会・署との協議会
日時 10月 7日(木)午前9時30分～10時30分
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 研修会
日時 10月 7日(木)午前10時45分～12時15分
場所 ホテルガーデンパレス
内容 「楽しい老年期を迎えるために/新型コロナウイルス感染症とワクチン」
講師 藤間病院 院長 清水 謙先生
- (3) 浦和支部創立70周年記念式典及び記念講演
日時 11月 2日(火)午後2時40分～
場所 ロイヤルパインズホテル浦和
- (4) 正副支部長・地域長会議
日時 11月5日(金)午後1時30分～午後3時00分
場所 熊谷市立商工会館
- (5) 網紀監察協議会
日時 11月5日(金)午後3時00分～
場所 熊谷税務署
- (6) 書面添付協議会
日時 11月5日(金)午後3時30分～
場所 熊谷税務署
- (7) 熊谷税務署との協議会
日時 11月5日(金)午後4時00分～
場所 熊谷税務署
- (8) 法人会年末調整セミナー
日時 11月10日(水)午後1時30分～3時30分
場所 ホテルガーデンパレス
- (9) 三者懇談会
日時 11月11日(木)
- (10) 法人会年末調整セミナー
日時 11月17日(水)午後1時30分～3時30分
場所 埼玉グランドホテル深谷
- (11) 「税を考える週間」税理士による電話相談
日時 11月17日(水)
場所 電話相談

3. その他の協議報告事項

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

《支部推薦》

熊谷市特別職報酬等審議会委員 川田 茂会員

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

【新規入会】

井口大輔 令和3年9月28日新規入会 税務支援対策部・青年部

〒360-0031 熊谷市末広3-12-10 税理士法人東京さくら会計事務所-熊谷事務所

TEL 528-6630 FAX 528-6604

【新規入会】

吉田 厚 令和3年9月28日新規入会 税務支援対策部

〒369-1203 大里郡寄居町寄居1456-12 税理士法人吉橋経理

TEL 594-7109 FAX 594-7119

熊谷支部現在会員数 167名

6. 次回例会予定

日時	令和3年11月8日(月)	午前10時30分～	署との協議会
		午前11時00分～	例会
		午後12時30分～	研修会受付開始
		午後1時00分～	研修会

場所 ホテルガーデンパレス

*バス 午前10時10分 熊谷駅南口

7. 次回研修予定

日時 11月8日(月)午後1時00分～5時00分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 「小規模宅地等の再確認と配偶者居住権との関係」

講師 税理士 岩下忠吾先生 東京税理士会所属

単位 4単位

*バス 12時30分 熊谷駅南口

8. ホームページ

熊谷支部 ユーザー名 kumazei パスワード kuma2012 <http://www.kumazei.or.jp>

県連 ユーザー名 member パスワード skenren3111. ※半角12文字、最後にドット(.)あり

日税連 ユーザー名、パスワード共に taxnz

本会 ユーザー名、パスワード共に kzei0223

税理士協同組合 ユーザー名 zeい パスワード szeikyo3111

* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。

9. その他

*今後の例会日日程を掲載しました。(令和3年10月現在)

12月例会	12月 8日(水)	午後 2時00分～
1月例会	1月13日(木)	午前 9時30分～
2月例会	2月 8日(火)	午前10時30分～
3月例会	3月24日(木)	午後 2時00分～

*予定ですので変更になる場合もあります。

e-Tax・eLTAXの利用を推進しましょう。

日時 令和3年10月7日
9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1 支部長あいさつ

2 税務署長あいさつ

3 県税事務所長あいさつ

4 税務署からの連絡事項

(1) 令和3年10月～11月までのe-Tax運転時間について（総務課）

別添1のとおり、引き続き11月末までの土日の一部について運転の拡大を行うこととなりましたのでお知らせいたします。

(2) 中学生・高校生の「税の作文」の応募状況について（総務課・管理運営部門）

イ 中学生の「税についての作文」

管内中学校 30校 応募校数 30校

管内生徒数 9,277名 応募編数 8,275編（前年比99.0%、応募率89.2%）

ロ 税に関する高校生の作文

応募校数 5校 応募編数 799 編 (前年比 116.6%)

中学生の「税についての作文」事業につきましては、税理士会熊谷支部長賞を設けていただくなど、日頃からご理解とご協力をいただきましてありがとうございます。

応募状況につきましては、管内全中学校 30 校から 8,275 編と、9 割近くの生徒さんからの応募がありました。

なお、国税庁主催の「税に関する高校生の作文」事業につきましても、5 校から 799 編の応募がありました。

優秀作品は、例年 11 月中旬に開催する「納税表彰式」にて表彰しておりましたが、式典は中止となりましたので、表彰方法につきましては、今後検討します。

(3) 年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書の発送について (管理運営部門)

発送日 令和 3 年 10 月 26 日 (火)

年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書の書面交付分の発送日につきましては、埼玉県内税務署統一で令和 3 年 10 月 26 日 (火) となっております。

(4) 会計検査院からの指摘事項について (資産課税部門)

令和元会計年度の指摘事項

税 目	指摘事項
相続税	取引相場のない株式の評価において、評価会社が法人税の修正申告書を提出しているにもかかわらず、修正申告前の金額で評価額を算定していた。
	相続税額の計算において、代襲相続人ではない孫養子について、2 割加算を行っていなかった。
	「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第 45 条の保険福祉手帳」の障害等級が「2 級」と記載されていたにもかかわらず、「特別障害者」として障害者控除を適用していた。
贈与税	住宅取得等資金の非課税の特例において、新築等で取得した住宅用家屋の登記簿上の面積が 50 m ² 未満であるにもかかわらず特例を適用していた。
譲渡所得	譲渡費用に該当しない「融資返済額」が譲渡費用として計上されていた。
	譲渡損失が生じている土地譲渡において、相続財産を譲渡した場合の相続税額の取得費加算の特例 (措置法 39) を適用し、他の譲渡益が生じている土地譲渡と損益通算していた。
	一の土地譲渡において、優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の軽減税率の特例 (措置法 31 の 2) と特定住宅地造成事業等のために土地等を譲渡した場合の 1,500 万円の特別控除 (措置法 34 の 2) の特例を重複適用していた。

(5) インボイス制度に係る周知等の協力依頼等について（個人・法人課税部門）

インボイス制度の導入が令和5年10月に予定されており、今月から適格請求書発行事業者の登録申請の受付が開始されております。

関与先事業者には登録申請が必要となる事業者が多数いると思いますので、登録申請の受付が始まったことを周知していただくとともに、税理士会会員の皆様には、e-Taxによる申請書の早期提出についてご協力いただけますよう、お願いいたします。

また、e-Taxで登録申請された方は、登録通知書を電子データで受領することができます。電子データでの登録通知を希望される方は、登録申請時に「電子データで受け取りを希望するか」の質問が表示されますので、「希望する」を選択してください。

なお、関東信越国税局管内の税務署に提出される登録申請書等を集中処理するため、今月から春日部税務署内に「インボイス登録センター」を設置しております。申請書を書面で提出する場合の郵送先は、各税務署ではなく当該センターとなりますので、ご承知おき願います。




5 税理士による納税者への納付指導の協力要請について（徴収部門）

別添2のとおり
































添付書類

- 1 「e-Tax利用可能時間カレンダー」
- 2 「税理士による納税者への納付指導の協力要請について」




利用可能時間カレンダー

 0:00 ~ 24:00
  8:30 ~ 24:00
  休業中































2021年10月

日	月	火	水	木	金	土
					1	2
						
3	4	5	6	7	8	9
						
10	11	12	13	14	15	16
						
17	18	19	20	21	22	23
						
24	25	26	27	28	29	30
						
31						
						

利用可能時間カレンダー

 0:00 ~ 24:00
  8:30 ~ 24:00
  休業中

2021年11月

日	月	火	水	木	金	土
	1	2	3	4	5	6
						
7	8	9	10	11	12	13
						
14	15	16	17	18	19	20
						
21	22	23	24	25	26	27
						
28	29	30				
						

税理士による納税者への納付指導の協力要請について

熊谷税務署

国税庁・国税局・税務署では、適正かつ公平な賦課及び徴収の実現を図るため、期限内納付に関する広報・周知に取り組んでいるところです。

関東信越税理士会熊谷支部及び会員の皆様におかれましても、日頃から、期限内納付に関する広報・周知や関与先への納付指導の実施について御協力をいただいております。重ねて御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況や社会的距離に関する要請等の現下の状況を適切に見極めたところで、貴会及び会員の皆様による期限内納付に関する広報・周知や関与先への納付指導について、より一層の御協力をお願いしたいと考えております。

つきましては、会員の皆様が、より効果的タイミングで具体的な納付指導が行えるように、別添の指導項目のチェック表や納税者へ交付するチラシ等を整備しておりますので、これらを活用した納付指導を行っていただきますようお願いいたします。

別紙1【税理士の皆様へ 期限内納付に向けたご指導をお願いします！】

別紙2【消費税及び地方消費税の納税は期限内に】

別紙3【中間申告分の納付は期限内に！】

別紙4【納付指導・相談チェック表】

(国税庁ホームページにおけるチラシ等掲載場所)

国税庁ホームページ>税の情報・手続・用紙>税理士に関する情報>税理士関係法令等Q&A>滞納の未然防止関係様式等

なお、新型コロナウイルスや台風大雨等の自然災害の影響などにより、収入等が大幅に低下して納税資金の捻出ができない関与先につきましては、従前のおり猶予申請等の納税緩和制度の適用の指導をお願いいたします。

担当者 徴収部門 青木
連絡先 048-521-4121 (直通)

税理士の皆様へ

期限内納付に向けたご指導をお願いします！

納税者の方が期限内に納付されるよう、以下のタイミングで納税資金の積立てや納期限・納税額を確認するなど、税理士の皆様のご指導をお願いします！

課税期間当初

中間申告や予定納税など、今期の納税手続をお知らせください！

期中において

計画的な納税資金の準備について、ご指導をお願いします！

確定申告前

早めに納税額をお伝えの上、期限内納付のご指導をお願いします！

課税期間の当初における納付指導

申告所得税は予定納税が必要となることをご指導ください。

- ・ 予定納税基準額が15万円以上の場合。1期分は7月31日、2期分は11月30日が納期限です。

法人税・消費税は中間申告・納税が必要となることをご指導ください。

- ・ 前期の法人税が20万円超、消費税が48万円超の場合は中間申告・納税が必要となります。
- ・ 消費税の課税事業者への説明には、リーフレット「中間申告分の納付は期限内に！」を活用ください。

(注) 上記は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期中における納付指導

計画的な納税資金の準備・積立てをご指導ください。

- ・ 消費税の課税事業者等への説明には、リーフレット「消費税及び地方消費税の納税は期限内に」をご活用ください。また、前期の年税額が48万円以下で中間申告が不要な課税事業者の方については、「任意の中間申告」を利用することもできます。

ダイレクト納付を利用した予納についてご案内をお願いします。

- ・ 納付日や納付額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

裏面に続く



確定申告（納期限）前の納付指導

□ 申告・納期限の前に納税者の方へ納付指導をお願いします。

- ・ 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、納税額(見込)を早めにお知らせください。
- ・ 個人の納税者の方への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。

□ 便利な納税手段についてご案内をお願いします。

- ・ 納税者の利便性に合わせて、「振替納税」や「ダイレクト納付」など多様な納税方法があります。
- ・ 納税方法の詳細については、国税庁ホームページをご覧ください。

□ 個人の方は、納付方法を選択することもできます。

- ・ 申告所得税又は消費税を振替納税で納税する場合は、振替日までの延滞税はかかりません。
- ・ 申告所得税や贈与税は、申告時に延納を選択することができます（利子税がかかります。）。

(注) 上記の納付手段や納付方法は一般的な例ですので、詳しくは国税庁ホームページをご確認ください。

期限内に納税が難しい場合は・・・

期限内納付が困難な場合の納付指導

□ 納期限までに納税ができない場合は、以下のような不利益があります

- ・ 原則として法定納期限の翌日から完納までの日数に応じた延滞税を納付する必要があります。
- ・ 財産の差押えなどの滞納処分を受ける場合があります。
- ・ 納税証明書「その3」が発行されません。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。

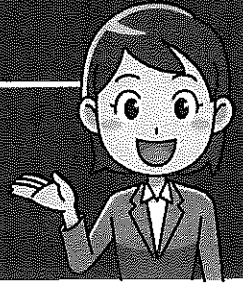
□ お早めに税務署の徴収担当までご相談ください。

- ・ 国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります（申請が必要となります。）。
- ・ 納税者の方への説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります」をご活用ください（猶予申請書等は国税庁ホームページから入手できます。）。
- ・ 税理士の方が納税者に代理して、例えば分納や納税の猶予等に関する納付相談を行う場合は、税務代理権限証書が必要となります。
- ・ 納税者の方が納付相談のため来署される場合は、「納付指導・相談チェック表」もご活用ください。



消費税及び地方消費税の

納税は期限内に



消費税及び地方消費税の税率は、10%です^(注1)。

基準期間^(注2)の課税売上高が1,000万円を超える事業者は、課税事業者として消費税及び地方消費税の申告・納付が必要です。

(注1) 飲食品(酒類を除きます。)及び一定の新聞の譲渡については、軽減税率(8%)が適用されます。

(注2) 基準期間とは、原則として、個人事業者についてはその年の前々年、法人についてはその事業年度の前々事業年度をいいます。

例えば、個人事業者の場合、令和元年の課税売上高が1,000万円を超えていれば、令和3年は消費税の課税事業者となります。

なお、基準期間の課税売上高が1,000万円以下であっても、特定期間の課税売上高が1,000万円を超える場合など一定の場合、課税事業者になります。

期限内納付のために

課税事業者の方は、期限内納付のための納税資金の積立てをお願いします！

次の表は、簡易課税制度適用事業者の方用に、業種別に積立目安月額を表示したものです。

※ 例えば、小売業でその課税期間の課税売上高が2,000万円の場合、月々の積立額は約34,000円(各月売上高 × 売上に対する納税額の目安率 2.0%)となります。

区分	卸売業 (第1種事業)		小売業、 農林漁業(飲食品 の譲渡に係る事業) (第2種事業)		農林漁業 (飲食品の譲渡に 係る事業を除く)、 建設業、製造業など (第3種事業)		飲食店業など (第4種事業)		金融・保険業、 運輸通信業、 サービス業など (第5種事業)		不動産業 (第6種事業)		
	年間課税 売上高	各月 売上高	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	年間 税額	積立目安 月額	
みなし仕入率	90%		80%		70%		60%		50%		40%		
売上に対する 納税額の目安率	1.0%		2.0%		3.0%		4.0%		5.0%		6.0%		
万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	万円	
1,000	84	10	0.9	20	1.7	30	2.5	40	3.4	50	4.2	60	5.0
2,000	167	20	1.7	40	3.4	60	5.0	80	6.7	100	8.4	120	10.0
3,000	250	30	2.5	60	5.0	90	7.5	120	10.0	150	12.5	180	15.0

(注1) 上記積立目安額の計算については、簡便なものとするため、軽減税率が適用されるものは考慮していません。

(注2) 令和2年1月1日現在のみなし仕入率に基づき計算しています。

(注3) 課税事業者の方の申告所得税及び復興特別所得税が赤字申告となるような場合であっても、消費税及び地方消費税を納付していただく必要が生じる場合があります。

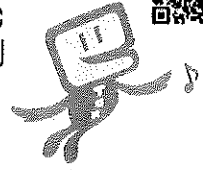
便利な納付方法は裏面へ

簡単・便利なダイレクト納付をご利用ください！

詳しくはこちら↓

インターネットを利用できる端末をお持ちの方は、金融機関・税務署の窓口での納付に代えて、国税電子申告・納税システム（e-Tax）を利用した電子納税ができます。

特にダイレクト納付は、①インターネットバンキングの契約が不要、②電子証明書やICカードリーダーが不要、③即時又は納付日を指定して納付が可能、といった簡単・便利な電子納税の方法となっておりますので、ぜひご利用ください。

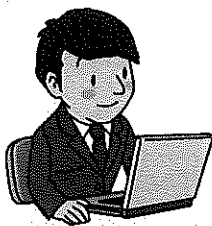


■ダイレクト納付を利用した予納

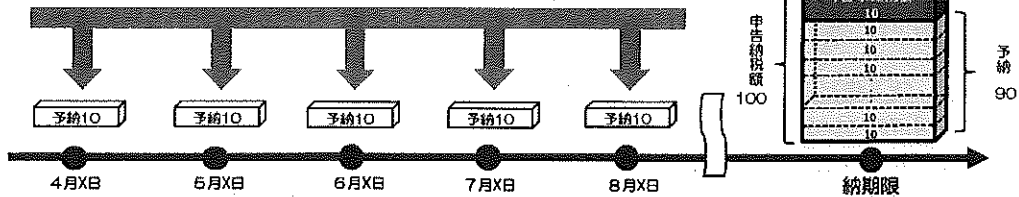
ダイレクト納付を利用している方であれば、確定申告により納付することが見込まれる金額について、その課税期間中に、あらかじめ納付日や納付金額等を e-Tax に登録しておくことで、登録した納付日に預貯金口座から振替により納付（予納）することができます。

納付日や納付金額を複数登録することができますので、定期的に均等額を納付することや、収入に応じて任意のタイミングで納付することができます。

利用方法など詳細については、国税庁ホームページにある「ダイレクト納付の手続」をご覧ください。



【例】定期的に均等額を納付（予納）する場合



個人事業者の方は、安全・便利な振替納税もご利用いただけます！

詳しくはこちら↓

個人事業者の消費税及び地方消費税や申告所得税及び復興特別所得税は、電子納税や金融機関・税務署の窓口での納付以外に、金融機関の預貯金口座から引き落としの方法により納付ができる振替納税がご利用になります。



振替納税を利用される方は、「預貯金口座振替依頼書兼納付書送付依頼書」（国税庁ホームページからダウンロードすることもできます。）に必要事項を記入・押印の上、税務署又は金融機関に提出してください。

なお、令和3年1月より、上記依頼書は、e-Tax で送信ができるようになります。

任意の中間申告制度

直前の課税期間の確定消費税額（地方消費税額を含まない年税額）が48万円以下の事業者（中間申告義務のない事業者）が、任意の中間申告書を提出する旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出した場合には、当該届出書を提出した日以後にその末日が最初に到来する6月中間申告対象期間^(注)から、自主的に中間申告・納付することができます。

(注)「6月中間申告対象期間」とは、その課税期間開始の日以後6月の期間で、年1回の中間申告の対象となる期間をいいます。

軽減税率制度に関する相談

軽減税率制度に関する一般的なご相談は、専用ダイヤルで受け付けております。

詳しくはこちら↓

【専用ダイヤル】0120-205-553（無料）【受付時間】9：00～17：00（土日祝除く）

※ 軽減税率制度についての詳しい情報は、国税庁ホームページ内の特設サイト「消費税の軽減税率制度について」をご覧ください。



納税が困難な方には猶予制度があります

詳しくはこちら↓

期限内に納付できない事情がある場合には、申請により猶予が認められることがありますので、お早めに所轄の税務署の徴収担当にご相談ください。

【受付時間】8：30～17：00（土日祝除く）



中間申告分の納付は期限内に！

～消費税及び地方消費税には中間申告制度があります～

◎ 中間申告が必要な方は、期限内納付のためのご準備を！

消費税及び地方消費税は、直前の課税期間の確定消費税額（年税額）に応じて、以下の表のとおり中間申告が必要となります。

中間申告が必要な方は、中間申告の納付税額の期限内納付のため、納税資金の積立てなどのご準備をお願いいたします。

直前の課税期間の 確定消費税額 (地方消費税を除く。)	中間申告の要否	中間申告の回数	中間申告の納付税額 (概算)
4,800万円超	必要	年11回 (毎月)	直前の課税期間の 確定消費税額 ×1/12
400万円超		年3回 (3月に1度)	直前の課税期間の 確定消費税額 ×1/4
48万円超		年1回 (6月に1度)	直前の課税期間の 確定消費税額 ×1/2
48万円以下	不要 (任意の中間申告制度(※)を利用できます。)		

※ 中間申告が不要な方でも、任意の中間申告書を提出する旨の届出書（裏面参照）を提出した場合には、自主的に中間申告・納付をすることができます。

その他、中間申告の制度や中間申告の要否などについて詳しくお知りになりたい場合は、国税庁ホームページを参照いただくか、所轄の税務署にお問合せください。

◎ 仮決算による中間申告を行うことができます！

- 事業の休廃業などにより、前課税期間から売上が大きく減少している場合などは、仮決算による中間申告を行うことで、中間申告の納付税額が減少する場合があります。
- 仮決算による中間申告書は、提出期限(※)を過ぎて提出することはできませんので、仮決算による中間申告をされる場合は、お早めの申告をお願いいたします。
- ※ 中間申告書の提出期限は、原則として中間申告の対象となる期間の末日の翌日から2月以内となります。

◎ 中間申告額の納付についてのご注意

- 納付が遅れた場合には、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税を本税と併せて納付する必要があります。
- 納期限を経過しても納付されない場合には督促状が送付されます。督促状の送付を受けてもなお納付されないときは財産の差押えなどの滞納処分を受けることがあります。
- 納期限までに納付できない事情がある場合には、お早めに所轄の税務署（徴収担当）にご相談ください。

任意の中間申告書を提出する旨の届出書

(収受印)

令和 年 月 日	届 出 者	(フリガナ) 納 税 地	(〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 住所又は居所 <small>(法人の場合) 本店又は 主たる事務所の 所在地</small>	(〒 -) (電話番号 - -)
		(フリガナ) 名称(屋号)	
		法人番号	※ 個人の方は個人番号の記載は不要です。
		(フリガナ) 氏 名 <small>(法人の場合) 代表者氏名</small>	
		(フリガナ) <small>(法人の場合)</small> 代表者住所	
_____ 税務署長殿			

下記のとおり、中間申告書の提出を要しない中間申告対象期間につき、六月中間申告書を提出したいので、消費税法第42条第8項の規定により届出します。

①	適用開始中間 申告対象期間	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日	
②	①の中間申告対象期間 を含む課税期間	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日	
③	②の直前の 課税期間	自 平成 年 月 日	至 平成 年 月 日	④の課税期間 における 確定消費税額 円
⑤	月 数 按 分 (④×6 / ③の月数)	円		
参考事項			税理士 署名 押 印	(電話番号 - -)

※ 税務署 処理 欄	整理番号		部門 番号		番号 確認		通 信 日 付 印	確 認 印
	申請年月日	年 月 日	入力処理	年 月 日	台帳整理	年 月 日		

注意 1. 裏面の記載要領等に留意の上、記載してください。
 2. 記載方法について詳しくお知りになりたい場合には、国税庁ホームページをご確認ください。
 (https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/shinsei/annai/shohi/annai/2603_02.htm)

納付指導・相談チェック表

納税者の方が期限内に納付されるよう、納期限前のタイミングで納税額や納付の意思を確認するなど、税理士の皆様からの納付指導をお願いします。

◎ 確定申告（納期限）前の納付指導

- 1 納税者に納税額と納期限（振替期日）を早期に知らせた。
 - ・ 納税者の方が、余裕をもった資金手当てが可能となるよう、早めのお知らせをお願いします。
 - ・ 個人の納税者への説明には、リーフレット「納付の期限等のお知らせ」をご活用ください。
- 2 納税者に納税の見込みと納税の方法を確認した。
 - ・ 納税の見込みの確認を通じて期限内納付を指導いただくとともに、振替納税やダイレクト納付など便利な納付方法についても推奨をお願いします。

◎ 期限内納付が困難な場合の納付指導

- 3 納税者に納税が期限後となる場合のデメリットを説明した。
 - ・ 説明には、リーフレット「国税を期限内に納付できない場合には」をご活用ください。
- 4 納税者に税務署（徴収担当）へ早期に納付相談へ行くよう指導した。
 - ・ 納付相談に当たっては、あらかじめ、具体的な納付計画を検討するよう指導願います。
 - ・ 納付計画の検討に当たっては、最近の事業状況を反映した資金繰り表の作成が有効です。
- (1) 納付相談に当たり、猶予制度の利用を推奨した。
 - ・ 猶予制度の説明には、リーフレット「国税を一時に納付できない方のために猶予制度があります。」をご活用ください。
 - ・ 猶予申請書等は、国税庁ホームページ（刊行物等→パンフレット・手引き→その他→猶予の申請の手引）から入手できます。
- (2) 猶予制度によらずに短期に分割納付（おおむね3月以内）する場合は、以下に具体的な納付計画を記載した上で、納付相談するよう指導した。

○ 納付計画記載欄（納税者が記載してください）

氏名（名称）	住所（所在）										
課税期間	年	月	日	～	年	月	日	税目	税	税額	円
1 期限内に納付可能な金額				円（納付予定日		年	月	日）			
2 残額についての納付計画				円（納付予定日		年	月	日）			
				円（納付予定日		年	月	日）			

（注）納付計画は、具体的な資金繰りの状況等を伺った上で、税務署において適否を判断しますので、提示を受けた納付計画の再検討を求める場合があります。

○ 税理士の方は、指導事項をチェックの上、期限内納付が困難と見込まれる納税者の方には、このチェック表を持参して税務署に納付相談に行くよう指導をお願いします。





埼玉県と県内全市町村からのお知らせ

埼玉県のマスコット さいたまっち

ストップ! 滞納

県

税

市町村税



埼玉県のマスコット コバトン

税金の滞納は、期限内に納税している方との公平を欠くものです。

埼玉県・市町村では、集中的に滞納者への催告や財産の差押えなどを行います。

特別な事情があつて納税できない場合は、御相談ください。

滞納整理強化期間

令和3年10月～令和3年12月



「彩の国」さいたま

埼玉県・市町村

埼玉県・市町村
個人住民税収確保対策協議会

令和3年10月7日

関東信越税理士会県北ブロック税理士支部会員各位

関東信越税理士会

熊谷支部	支部長	中野敦夫
行田支部	支部長	増田雅久
秩父支部	支部長	長井建充
本庄支部	支部長	黒澤祥一

埼玉県税理士協同組合

熊谷地域	地域長	福島泰彦
行田地域	地域長	木村忠之
秩父地域	地域長	田島毅
本庄地域	地域長	松木正則

税理士会36時間規定研修

令和3年度県北ブロック研修会のご案内

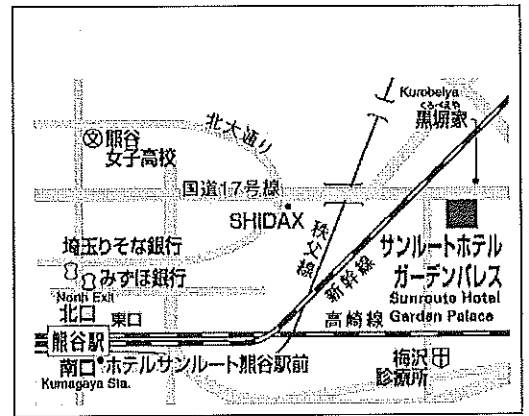
拝啓 初秋の候、県北ブロックの税理士会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。さて、下記の要領にて、新型コロナウイルス感染症対策として、会員のみで県北ブロック研修会を開催いたします。会場でも、体温測定と手指の消毒を実施し、安心・安全な開催を心掛けたいと思いますので、ご協力をお願いします。

何かとお忙しいこととは存じますが、会員の皆様にご出席いただけますよう、重ねてよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

日時 令和3年11月8日(月) 午後1時00分～5時00分
 受付 午後12時30分より
 場所 ホテルガーデンパレス TEL 048-525-7777
 〒360-0023 埼玉県熊谷市佐谷田 3248
 内容 『小規模宅地等の再確認と配偶者居住権との関係』
 講師 税理士 岩下忠吾先生 東京税理士会所属
 対象 税理士会会員
 受講料 1000円/参加者1人(資料代含む)
 単位 4単位(受講カードを持参ください)



★バスは熊谷駅南口より 12時30分に発車します。

★資料準備の為、10月22日(金)までに熊谷支部事務局までお申し込み下さい。

きりとり不要 全て熊谷支部事務局 FAX 048-521-9612にお送りください

令和3年11月8日の県北ブロック研修会出席

支部名 _____ 支部 _____

会員 _____

会員 _____

会員 _____

会員 _____

令和3年10月7日

関東信越税理士会
熊谷支部会員 各位

関東信越税理士会熊谷支部
支部長 中野 敦夫
情報システム部長 小林賢一郎

電子申告に関するご意見・ご質問募集のお願い

清秋の候、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。

さて、日税連情報システム委員会よりご意見募集の依頼がありましたのでご連絡いたします。同委員会では、毎年、会員から寄せられる電子申告に関する問合せを取りまとめ、確定申告期前の1月に日税連ホームページにFAQ形式で掲載しております。本年につきましても、来年1月に掲載(改訂)の電子申告に関するQ&Aに向けて、意見募集の依頼がありました。つきましては、電子申告に関してご意見・ご質問があります会員の方は、下記にご記入いただき、10月15日(金)までに事務局までFAX(521-9612)いただけますようお願い申し上げます。

氏名

埼 税 政 発 第 25 号
令 和 3 年 9 月 6 日

埼玉県税理士政治連盟
会 長 岸 生

県税政会費の口座振替等による支払について 周知方のお願ひ

時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は政治連盟の活動に格別のご理解を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、県税政会費令和3年度下期分が税理士会費と同時に口座振替（またはコンビニ・郵便振替による収納）が行われます。

記

1. 収納内容

県税政会費 下期分 @5,000円 は税理士会費（関東信越会（本会）・県連・支部分）とともに収納されます。

※同時収納は、関東信越会が関税政との事務委託契約に基づき行います。

※本会一括収納に同意しており、上期分が同時収納で引き落とされている会員のみ対象です。

2. 預金口座振替日

10月26日（金融機関休業日の場合は翌営業日）

※①上記の日に振替不能の方については、振替日翌月の26日に再振替します。

②コンビニ・郵便振替による同時収納を希望されている方、又は口座振替依頼書を未提出の方には、コンビニ・郵便振替用紙が送付されます。

※過去の未収分については、下期分と合わせての同時収納は出来ません。

ご不明な点は、関東信越税理士政治連盟事務局（TEL048-643-1661）にお問い合わせくださいますようお願いいたします。

関信越税埼発第 160 号
令和 3 年 9 月 22 日



支部長 各位

関東信越税理士会埼玉県支部連合会
会 長 大 山 博 之
広 報 部 長 松 波 竜 太

令和 3 年度テレビ埼玉「マチコミ」出演候補者推薦のお願い

標記の件につきまして、例年、確定申告期前(1月下旬～2月上旬)にテレビ埼玉の情報番組「マチコミ」(平日 16 時 30 分～18 時)に埼玉県内の税理士が出演し、無料税務相談会などの PR を行っております。従来は広報部関係者の出演が多かったのですが、今年度は各支部より広く出演候補者をご推薦いただきたく存じます。

つきましては別紙回答用紙にて、県連事務局宛へ令和 3 年 10 月 21 日(木)までに候補者をご推薦いただきますようお願いいたします(複数名でも構いません)。

広報部長等で選考させていただき、出演者の決定後、15 支部長及び出演者本人に通知させていただきます。

テレビ出演に関する情報は下記のとおりです。

記

- ・出演日については、出演者の決定後、出演者のご都合を考慮しテレビ埼玉との調整となります。12月中旬～1月中旬には決まる予定です。
- ・出演日当日は、テレビ埼玉(さいたま市浦和区常盤)に 15 時 30 分までにお越しいただくこととなります。
- ・シナリオはこちらでご用意しております。(昨年のものがベースとなります)
- ・出演の時間は 16 時 30 分から 18 時の間の 5～10 分程度です。
- ・応募状況により、ご意向に沿えない場合もございますので予めご了承下さい。

以上

【写】 田中副会長、磯専務理事、県連広報部、支部事務局

埼税協熊谷地域 10 月例会

令和 3 年 10 月 7 日 (木)

<会務報告>

令和 3 年 9 月 22 日 (水) 大同生命「総合事業保障プラン」の推進について
※ 緊急事態宣言下のため中止となりました。

<会務予定>

令和 3 年 10 月 13 日 (水) 提携企業との名刺交換会
14:00～ 清水園

令和 3 年 10 月 20 日 (水) 熊谷ブロック地域長ブロック別説明会
13:30～16:30 予定 キングアンバサダーホテル熊谷

令和 3 年 10 月 22 日 (金) 提携企業との名刺交換会
10:30～ 清水園

<提携企業インフォメーション>